

【令和7年度富士吉田市小口資金融資制度】

= 申込ご案内 =

◇富士吉田市小口資金融資制度とは

中小企業の皆さまが、事業経営に必要とする資金を円滑に調達し、大きく飛躍していただくために、市が山梨県信用保証協会に対して資金を特別寄託し、金融機関を通じて低利融資を行う制度です。

なお、融資はすべて、山梨県信用保証協会の保証付き融資です。

必要な保証料につきましては、保証料補助を行います。(富士吉田市 25%)

また、支払った利子に対し、年 50% (令和7年度) 利子補給を行います。

※保証料については別途山梨県よりおよそ 25% の範囲内で補助が受けられます。

◇融資対象

- ・富士吉田市内に1年以上店舗、工場または事業所を有している企業
- ・富士吉田市内に1年以上居住している個人で、かつ市内に店舗、工場または事業所を有していること
- ・資本金の額または出資の総額が5,000万円以下の会社で、かつ常時使用する従業員が50人(商業、サービス業については10人)以下の企業または個人
- ・市税を完納している企業または個人
- ・山梨県信用保証協会の保証対象業種である企業または個人

◇融資の概要

資金の種類	用途	融資限度額	貸出利率	融資期間
運転資金	企業経営上必要な商品及び原材料の仕入れ等のために要する資金	1,000万円以内	契約金融機関の定める利率 固定金利 1.6% (令和7年度)	5年以内 据置期間1年以内
短期資金	事業遂行にあたり短期的に必要なとなる資金	300万円以内		1年以内 据置期間1ヶ月以内
緊急資金	流動負債、仕入代金及び賃金の支払い又は決済のために直ちに必要とする資金	50万円以内		1年以内 据置期間2ヶ月以内
設備資金	企業経営上必要な事業所の増改築及び施設の設置、並びに機械類の購入のために要する資金	1,000万円以内	契約金融機関の定める利率 固定金利 1.5% (令和7年度)	7年以内 据置期間1年以内

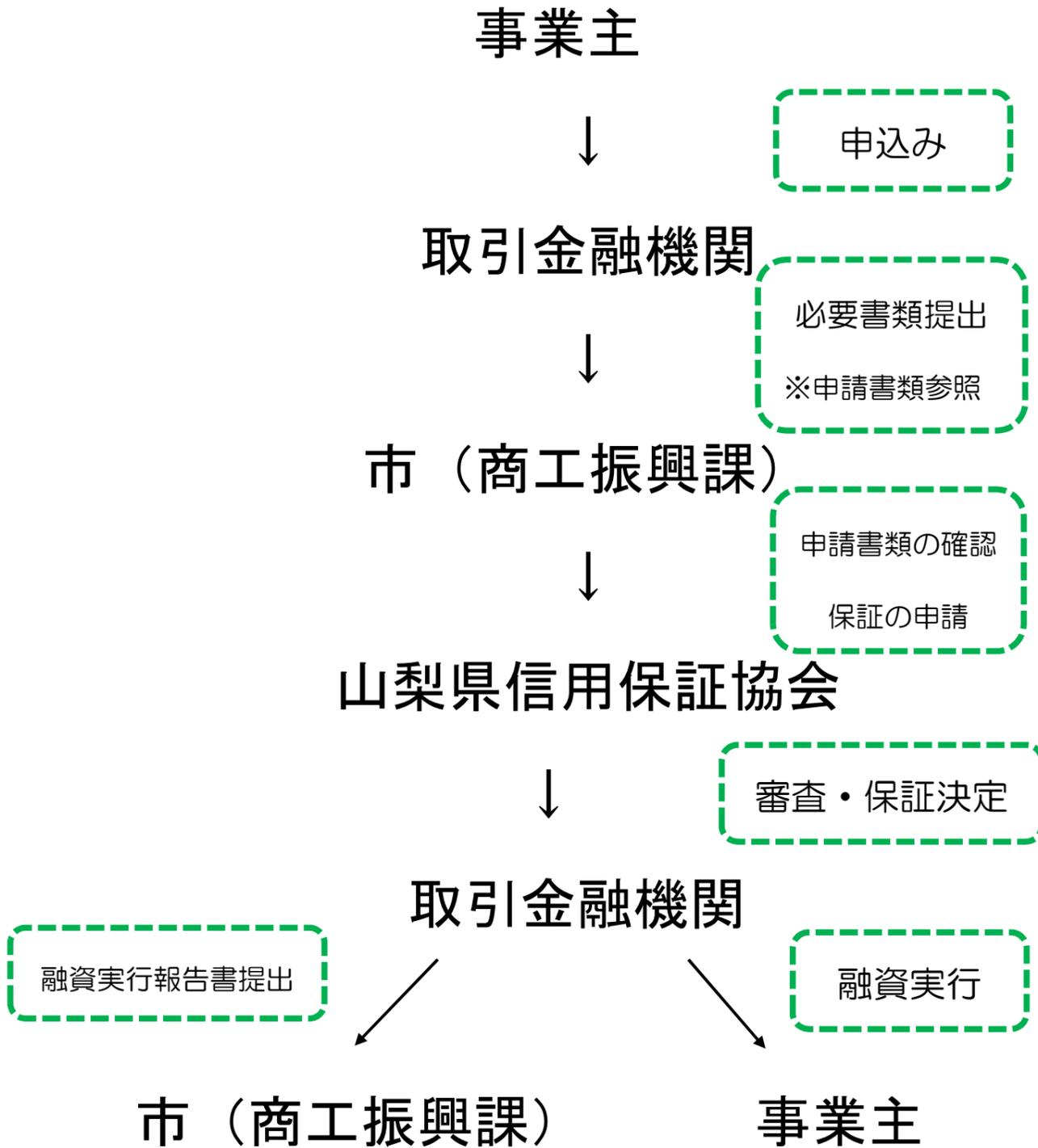
※上記の資金は、融資残額の合計1,000万円を限度に併用することができます。

◇申請書類

個人企業	法人企業
融資申込書	融資申込書
住民票謄本	法人登記簿謄本・定款
印鑑証明書	法人印鑑証明書
見積書(設備資金のみ) ※注文書は不可	見積書(設備資金のみ) ※注文書は不可
過去2年分の決算(確定申告書)の写し (収支明細書を含む)	過去2年分の決算(確定申告書)の写し (収支明細書を含む)
完納証明書(個人のもの) ※ない方については、非課税証明書	完納証明書(法人のもの) ※ない方については、非課税証明書
納税証明書(個人のもの)	納税証明書(法人のもの)
保証協会委託申込書一式	保証協会委託申込書一式
課税証明書(個人のもの)	定性要因 別紙
定性要因 別紙	個人情報の取扱いに関する同意書
個人情報の取扱いに関する同意書	工事明細表(前年分・手持ち分) ※建設工事請負業のみ
工事明細表(前年分・手持ち分) ※建設工事請負業のみ	信用保証委託契約書
信用保証委託契約書	※以下必要に応じて必要な書類
	保証意思誓約・「経営者保障に関するガイドライン」等に係るご説明の書類
	住民票謄本(世帯全員分)
	印鑑証明書・完納証明書・納税証明書 (保証人のもの)
小口資金融資実行報告書 ※ 融資実行後に提出をお願いします。	

※完納証明書、納税証明書は小口資金融資申し込み時点で取得できる最新のものをご添付してください。

◇融資実行までの流れ



◇利率

運転・短期・緊急資金 : 固定金利 1.6% (令和7年度)
設備資金 : 固定金利 1.5% (令和7年度)

◇取扱金融機関

山梨中央銀行・山梨信用金庫・都留信用組合・山梨県民信用組合

◇備考

山梨県信用保証協会に支払う保証料補助を行います。(富士吉田市 25%)
また、支払った利子に対し、年 50% (令和7年度) の利子補給を行います。
※遅延した利子分は含まないものとします。
※保証料については別途山梨県よりおよそ 25% の範囲内で補助が受けられます。
※融資は、山梨県信用保証協会の保証決定がされた日の属する年度内に実行するものとします。

お問い合わせは
富士吉田市 経済環境部 商工振興課
電話 0555 (22) 1111
内線 402・403